

議案第78号	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
住宅営繕課	公営住宅法施行規則第23条に基づく国土交通大臣が毎年定める次年度家賃算定のための推定再建築率が告示されたこと等により、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 公営住宅法施行規則第23条に基づく国土交通大臣が毎年定める次年度家賃算定のための推定再建築率が告示されたこと等により、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】 ①省令第23条に基づく推定再建築費率については、国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めている（平成22年は、9月24日告示）。これにより近傍同種家賃の再算定を行った。</p> <p>②また、市営住宅駐車場の目的外使用許可について、有効活用を図るため現在の要件のほかに市長が特に必要と認めるものを追加する。</p> <p>【関係法令】 公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則</p> <p>【改正内容】 ①家賃【別表第1関係】</p> <p style="padding-left: 40px;">国土交通大臣が毎年定める推定再建築費率に基づき、別表に定める応益係数を改めるとともに近傍同種の住宅の家賃も改める。</p> <p>②駐車場の目的外使用許可【第42条の15関係】</p> <p style="padding-left: 40px;">市外の親族等の自動車の駐車を許可するためにその他市長特に必要があると認める者を追加する。</p> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p>	